

19世紀前半のノースカロライナ州に見る奴隷所有者の権利 ——トマス・ラフィンが下した判決のテキストからの考察

児 玉 真 希

Summary

This is a study of two articles written by Thomas Ruffin, who was known to be a respectable Chief Justice of North Carolina State Supreme Court in the first half of nineteenth century. His infamous decision of *State v. Mann* declared in 1829 that “the power of the master must be absolute, to render the submission of the slave perfect.” This case granted slaveholders absolute power to rule over their slaves in possession. However ten years later in *State v. Hoover*, Ruffin modified his opinion towards slaveholders stating that they must not kill their slaves. Through a close analysis of these decisions, this article examines the reason why he limited the power of slaveholders.

Previous studies suggest Ruffin’s opinion towards slaves changed because he developed a sense of humanism and demanded slaveholders to be more benign. However, these studies overlooked what was discussed in the lower county courts and the local matters which require attention. In *State v. Mann*, Ruffin overruled a county court’s decision influenced by his ideas about master and slave relationship. He stated that seeking mutual profit was the purpose of the relationship and the slaveholders must be granted with absolute power to secure such profit. However in *State v. Hoover*, the judge chose to affirm the county court judgment due to a lack of the defendant’s disposition to properly rule a slave. Though Ruffin’s did demonstrate a kind of humanism towards slaves, his decisions altogether strengthened popular pro-slavery arguments which proliferated in the antebellum South.

はじめに

19世紀前半のアメリカ合衆国においては、奴隷制度の存続の是非をめぐり北部と南部の間で激しい論争が交わされた。なかでもジョージ・フィッツヒュー (George Fitzhugh)などを代表とする南部知識人の展開した奴隷制擁護論が、古今東西の奴隷制度の歴史やキリスト教の言葉をひきながら、奴隷制度の正当性を強く主張したことは広く知られる。¹⁾しかし、南部奴隷諸州における司法府が同じ奴隷制擁護論の有力な担い手であった事実は意外に理解されていない。²⁾ 財産権や課税権などをめぐる英本国との論争が合衆国独立の発端

¹⁾ George Fitzhugh, *Sociology for the South, or the Failure of a Free Society* (Richmond: A. Morris, 1854).

²⁾ 奴隷制擁護論の多くは、パンフレットや書物、論説、演説などを通じて広まったとされている。Drew Gilpin Faust, “A Southern Stewardship: The Intellectual and the Proslavery Argument,” *American Quarterly* 31, no. 1 (Spring 1979): 63-80; idem, “The Proslavery Argument in History,” in *Southern Stories: Slaveholders in Peace and War*, ed. Drew Gilpin Faust (Columbia: University of Missouri Press, 1992), 72-87; James Oakes, *Slavery and Freedom: An Interpretation of the Old South* (New York: W. W. Norton, 1998), 129; 清水忠重『アメリカの黒人奴隷制論——その思想的展開』(木鐸社、2001年)、第3章。

の一つであった以上、所有権全般にかかわる問題に国民が鈍感でいられるわけはなかった。その意味で、南北を問わず、法概念上の動産所有物 (chattel property) と定義された奴隷に対し奴隷所有者が主張する所有権を司法府が擁護する立場にあったことはある程度予想がつく。しかし、それにもかかわらず、特に1830年代以降、奴隷制度を非人道的制度と非難する反奴隷制度思想が勢いを増すなかで、司法府は難しい判断を求められていくことになる。例えば、*Dred Scott v. Sanford* 判決を頂点とする一連の論争を思い出せばよい。³⁾ そうした時代において、南部においては司法府が奴隷制擁護論の有力な担い手であり続けた事実をどう理解しておけばよいのだろうか。奴隷制度をめぐる法的解釈にいささかも揺らぎはなかったのだろうか。本稿は、ノースカロライナ州の州最高裁判所の判事を24年間務めたトマス・ラフィン (Thomas Ruffin, 1787-1870, 最高裁判事就任期間1829-52, 1858-59) が下した二つの有名な判決文を精読し、南部奴隷州の司法府が定義した奴隷に対し奴隷所有者 (slaveholder) が有する絶対的権利とその定義の変化を検討することを目的とする。⁴⁾

法制史を中心とするトマス・ラフィンに関する先行研究の多くは、ラフィンの裁判官としての業績とその人柄を称揚してきた。⁵⁾ 州の衡平法や鉄道法に関し彼が下した判決が、同州の経済発展に寄与したことがその最大の理由である。⁶⁾ 一方、奴隷制度研究の文脈では、1829年に *State v. Mann* 判決を下した裁判官としてラフィンは歴史にその名を留めている。この判決は、何より奴隷の法的人格を否定し、奴隷の身体に対する奴隷所有者の絶対的権利を認めた判決として知られる。実際、奴隷の人間性を否定するきわめて非人道的な判決

³⁾ Don E. Fehrenbacher, *The Dred Scott Case: Its Significance in American Law and Politics* (New York: Oxford University Press, 1978); Paul Finkelman, *Dred Scott v. Sandford: A Brief History with Document* (Bedford: St. Martin's Press, 1997).

⁴⁾ アメリカの法制史に関しては、Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law, 1780-1860* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1977) を参照されたい。南部州の法制史に関しては、Thomas Morris, *Southern Slavery and the Law, 1619-1860* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1996); Andrew Fede, *People without Rights: An Interpretation of the Fundamentals of the Law of Slavery in the U.S. South* (New York: Garland, 1992)。日本における植民地時代・初期アメリカの法制史研究については、田中英夫『アメリカ法の歴史 上』(東京大学出版会、1968年); 大内孝『アメリカ法制史研究序説』(創文社、2008年); 西出敬一「北米黒人奴隷制成立のイデオロギー的諸側面」『札幌学院大学人文学部紀要』第36号、1984年、131-52頁。

⁵⁾ トマス・ラフィンは、ノースカロライナ州の州最高裁判所の判事を1829年から1852年まで、その後も彼の後任であった判事が急死したため1858年から一年間、判事として復帰し通算24年間務めた。1833年からは首席判事として、任期中に下した判決は1300件以上、その中でも奴隷に関する判決は425件ある。法学者のロスコー・パウンドは、ラフィンを19世紀の偉大な州最高裁判所の首席判事の一人として選出している。Roscoe Pound, *The Formative Era of American Law* (New York: Little Brown, 1938), 4; James A. Wynn, Jr., "State v. Mann: Judicial Choice or Judicial Duty?" *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 99.

⁶⁾ ラフィンを肯定的に描いている研究について、Julius Yanuck, "Thomas Ruffin and North Carolina Slave Law," *The Journal of Southern History* 21, no. 4 (November 1955): 456-75; Patrick S. Brady, "Slavery, Race, and the Criminal Law in Antebellum North Carolina: A Reconsideration of the Thomas Ruffin Court," *North Carolina Central Law Journal* 10 (1979): 259; Walter Clark, "Thomas Ruffin, 1787-1870," in *Great American Lawyers The Lives and Influence of and Lawyers Who Have Acquired Permanent National Reputation, and Have Developed the Jurisprudences of the United States: A History of the Legal Profession in America* 4, ed. William Lewis Draper (Philadelphia: J.C. Winston, 1907): 289.

と北部の奴隷制廃止論者たちはこの判決をこぞって非難した。⁷⁾ ただ、その文言の一義の意味を記憶するあるいは非難するばかりで、ラフィンがこの判決に至った経緯を注意深く掘り起こしながら、一人の奴隷所有者が奴隷制度社会において抱いた道徳的な葛藤や躊躇いを探るような研究はいまだ十分になされていない。判決文に含まれる「奴隷を完全に従属させるためには、主人 (master) の権利は絶対でなければならない」⁸⁾ という一文にこの判決の意義を集約し、ラフィンの奴隷制度への理解を分かりやすく単純化するのが先行研究の流れなのである。⁹⁾ ノースカロライナ州で下された奴隷に関する判決を系譜的に分析する研究においても、この解釈を否定するものは見当たらない。¹⁰⁾

しかし、ノースカロライナ州の州法体系全般へのラフィンの貢献を評価する法制史研究と *State v. Mann* 判決で奴隷の人格を否定したラフィンの非人道性を指摘する奴隷制度研究の両方の成果を踏まえながら、先行研究に見られがちな平板な理解を克服する試みももっとなされてよいと考えられる。

ちなみに、ラフィンが下した奴隷所有者の権利に関する判決は、*State v. Mann* 判決だけでない。他の判決でラフィンは奴隷制度に関し異なる意見も述べている。例えば1839年に下した *State v. Hoover* 判決を一読したところ、ラフィンは *State v. Mann* 判決で述べた意見を真逆に変更している。この判決でラフィンは、「…主人が持つ権利は無制限ではない。主人は [奴隷を] 殺してはならない」¹¹⁾ と言明し、*State v. Mann* 判決で絶対と定義した奴隷に対し奴隷所有者が持つ権利を制限した。先行研究には、この変化をラフィンが奴隷に対して寛容になったためと説明するものが多い。¹²⁾ しかしこの説明もまた、*State v. Mann* 判決に関する先行研究の多くと同様に、ラフィンの考えを「殺してはならない」という判決を象徴する一文に集約し過ぎるきらいがある。*State v. Mann* 判決の10年後に出した *State v. Hoover* 判決で奴隷の生命を尊重する人道的な心情をラフィンが吐露したというそ

⁷⁾ サミュエル・ウィルバーフォース (Samuel Wilberforce) やウィリアム・グッデル (William Goodell) などがトマス・ラフィンを強く非難した奴隷制廃止論者として挙げられる。また、『アンクルトムの小屋』を執筆し有名となったハリエット・ビーチャー・ストウは、トマス・ラフィンと *State v. Mann* 判決を題材として二作目の小説、『ドレッド』を書いた。Alfred Brophy, “Thomas Ruffin: Of Moral Philosophy and Monument,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009), 807; Mark Tushnet, *Slave Law in the American South: State v. Mann in History and Literature* (Lawrence: University of Kansas, 2003), esp. ch.5.

⁸⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

⁹⁾ 世界の奴隷制度を比較研究したオルランド・パターソンや、南部奴隷制社会の規範を研究したユージーン・ジェノヴィーズもこの判決について同様の意見を述べている。オルランド・パターソン著、奥田暁子訳『世界の奴隷制の歴史』(明石書店、2001年)、29-30頁; Eugene Genovese, *Roll Jordan Roll: The World the Slaves Made* (New York: Pantheon Books, 1974), 35.

¹⁰⁾ 例えば、*State v. Will*, 18 N.C. 121 (1834); *State v. Jarrott*, 23 N.C. 76 (1840); *State v. Caesar* 31 N.C. 391 (1849) など他の判例を比較した研究がある。これらの判決はラフィンや同時代に活躍した他の裁判官が書いたものも含まれる。Brady, “Slavery, Race, and the Criminal Law,” 248; Timothy Huebner, *The Southern Judicial Tradition: State Judges and Sectional Distinctiveness, 1790-1890* (Athens: The University of Georgia Press, 1999), 148-52.

¹¹⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 504 (1839).

¹²⁾ Oakes, *Slavery and Freedom*, 164-66; Omar Swartz, “Codifying the Law of Slavery in North Carolina: Positive Law and the Slave Persona,” *Thurgood Marshall Law Review* 29 (Spring 2004): 309.

の解釈は果たして妥当なのであろうか。本稿は、この二つの判決文に焦点をあてながら、奴隷所有者の権利に関するノースカロライナ州の司法府の理解がどういった点で変化したと考えられ得るか、一人の判事の言葉を切り口に、検討しようとするものである。

奴隷所有者の奴隷に対する権利の変化をラフィンの下した判決から正しく読み取るには、その判決が下された経緯・周辺事情を合わせて理解する必要がある。そのため本稿は、1818年の州最高裁判所の設立よりノースカロライナ州の司法制度で第一審の位置を占めるようになった州の上級裁判所 (The Superior Court of Law) の判決を一次史料として使用し、州最高裁判所でラフィンが下した判断との相違に注目していく。¹³⁾ そもそも19世紀前半における司法制度研究の不足の一つに、最高裁判所の判決文のみが一次史料として注目されてきたことが挙げられる。そうした史料の限定は、ある案件が州最高裁判所に上訴された地方ごとの背景や第一審や第二審で展開された議論への前提理解に欠ける判決研究を生みだしがちである。¹⁴⁾ こうした不足に対する批判を本稿は継承し、上級裁判所と州最高裁判所の裁判記録の両方に目を配りながらその判決の意味を考えたい。以上を確認したうえで、ラフィンが下した二つの判決文の比較検討に入る。

1. *State v. Mann* 判決：奴隷所有者に付与される絶対的権利

(1) 上級裁判所によるコミュニティの「安寧」を保つ判決

1829年12月の *State v. Mann* 判決は、ノースカロライナ州のチャーワン (Chowan) 郡上級裁判所から州最高裁判所に上訴された案件に対し下された。奴隷への暴行事件を端に発するその裁判の内容は、以下の通りである。

被告となるジョン・マン (John Mann) は、女性奴隷リディア (Lydia) が軽犯罪を起こしたことに腹を立て、彼女に鞭打ちを試みた。それに抵抗し逃亡しようとしたリディアに激昂したマンは、彼女を背後から銃で撃ち、負傷させてしまった。それだけならば、逃亡を試みた奴隷に奴隷所有者が通常の権利を行使した事件と本件はみなされ裁判沙汰にはならなかったかもしれない。しかし、リディアの所有者は別にいて、マンはその所有者からリディアを1年間以上借用していた事実が問題をことさら大きくした。¹⁵⁾ 州法では奴隷を所有物であると定義していたにも関わらず、被告はこの事件で暴行 (battery and assault) 罪に問われることとなり、刑事裁判が開かれたのである。¹⁶⁾ 当時の南部社会において、リディ

¹³⁾ 19世紀前半のノースカロライナ州では、下級裁判所 (Court of Pleas and Quarter Session) も存在したが、これは主に軽犯罪の第一審として機能していた。そのため、本稿で扱う暴行罪や殺人罪は、上級裁判所において第一審を受けている。各郡に設置された上級裁判所は、巡回裁判所として年に2回開かれ、裁判官は司法試験に合格した専門家が務めた。Guion Griffis Jonson, *Ante-bellum North Carolina: A Social History* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1937), 613.

¹⁴⁾ Christopher Waldrep and Donald G. Nieman, eds., *Local Matters: Race, Crime, and Justice in the Nineteenth-Century South* (Athens: University of Georgia Press, 2001).

¹⁵⁾ “*State v. Mann*,” Superior Court Minute Docket, North Carolina Department of Archives and History. [以下 NCDAAH と略記]。

¹⁶⁾ 田中『アメリカ法の歴史 上』、421頁。

アが起こしたような奴隷の抵抗は、日常的かつ頻繁に起こっていた出来事であった。¹⁷⁾ それに対して銃という殺傷能力の高い武器を使って懲罰したマンの行動は、コミュニティの秩序と平和に反した行動であったため、陪審員による審議を受けるのが妥当と判断された。結果、マンは民事裁判ではなく刑事裁判で裁かれることになった挙句、有罪が確定し罰金5ドルの支払いが命ぜられた。¹⁸⁾ しかし、それを不服としたマンは州最高裁判所に上訴し、ラフィンの判断を仰ぐこととなった。¹⁹⁾

マンに有罪判決を言い渡した上級裁判所の判断は、奴隷であろうともリディアへの暴行を過剰とした点で、一見人道的であったと言えるかもしれない。しかし、初期アメリカの上級裁判所の社会的役割や陪審員の選出方法、白人の間に見られる社会階層を考慮すると、これは必ずしも奴隷の身体を擁護した判決だとは言いきれない。そもそも上級裁判所における審議はコミュニティの有力者の権利を擁護するためになされるのが圧倒的に多かった。故に、マンに対し下された判決も、奴隷であるリディアよりその所有者の利益を守ろうとして下されたという推測が一義的にはできる。

ノースカロライナ州における司法制度では、各郡に設置された裁判所の判断基準にばらつきが見られた。法律の専門家が少なかったこの時期、州内における法規準は、一貫性に欠き各地域が独自の守るべき秩序を設け、それに照らして犯罪や刑罰の軽重が決まった。それでも、法制史家のローラ・エドワーズ (Laura Edwards) の説明に従えば、法秩序の根底には地域の「安寧を保つ」こと (“keeping the peace”) が共通認識として存在し、それに沿って判決が下されることが多かった。²⁰⁾ 加えて、ノースカロライナ州においては、家長たる白人男性へ女性や子供、奴隷の服従を要求する社会秩序が「安寧」の中味であったとエドワーズは指摘する。言葉を換えて言えば、ノースカロライナ州の各コミュニティにおいてはそのローカルな「安寧」を護持するために上級裁判所が原告と被告の利害調停に努めたと考えられる。だとすれば、奴隷所有者を含む社会の支配層の利害が上級裁判所の判決に反映されていたと理解することに一定の説得力が生まれる。²¹⁾

さらに言えば、上級裁判所の陪審員の選出に階層の高い者が優遇される仕組みが存在した点も考慮しなければならない。²²⁾ 南部社会で陪審員として選出される者はその多くがコミュニティの中流階層以上の人間であったことが分かっている。²³⁾ 一定の財産を所有する

¹⁷⁾ Stephanie M.H. Camp, *Closer to Freedom: Enslaved Women and Everyday Resistance in the Plantation South* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2004), 3, 25-34.

¹⁸⁾ “State v. Mann,” Superior Court Minute Docket, NCDAH. マンが刑事裁判で裁かれた意味の詳細について、Tushnet, *Slave Law in the American South*, 33.

¹⁹⁾ “State v. Mann,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

²⁰⁾ Laura F. Edwards, *The People and Their Peace: Legal Culture and the Transformation of Inequality in the Post-Revolutionary South* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2009), 47-53.

²¹⁾ *Ibid.*, 64-99.

²²⁾ ラフィンが判決を下した同時代にアメリカの北部を中心に視察したフランスの思想家、アレクシス・ド・トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』で、上級裁判所の陪審員制は民主主義に大きく貢献していると高く評価している。アレクシス・ド・トクヴィル著、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー第一巻 上』(岩波書店、2005年)、特に5、6章。

²³⁾ Bill Cecil-Fronsman, *Common Whites: Class and Culture in Antebellum North Carolina* (Lexington: The University Press of Kentucky, 1992), 32-33.

者同士が持ち回りで陪審員職を独占しており、要するに陪審員を務めることは権力の象徴であり、土地の権力者である証であった。したがって、似たような経済的、社会的利害を持つ人から構成された陪審員は、公平性を追求するために無罪か有罪かの判断を下すことを目的とはせず、自らの利害を優先させることが自然と多くなった。この背景を考慮すると、上級裁判所では、マンが奴隷所有者ではなく、奴隷借用者 (slave hirer) であったことが重要視され、奴隷借用者には奴隷所有者と同じ権利が付与されないという結論が導き出されたと推測することが可能となる。

実際、法制史家のサリー・グリーン (Sally Greene) が行った *State v. Mann* 判決に関わった被告と陪審員の背景を明らかにした研究によると、この有罪判決は、マンと実際の奴隷所有者の間にあった社会階層の差から生まれたものであったという。²⁴⁾ グリーンの論文は、被告のマンだけでなくリディアの所有者であったエリザベス・ジョーンズ (Elizabeth Jones) の社会的出自を調べ、彼女がチョーワン郡の権力者と深い繋がりを持った人物であることを明らかにしている。²⁵⁾ その一方で、一介の水夫にしか過ぎなかったマンには、土地や他の奴隷を所有していたことを示す公的記録が残っておらず、それどころか、彼が郡の刑務所に20日間拘束された前科を有していたことが判明している。これらのことから、マンは社会階層から見れば中流以下もしくは貧困層に属する白人であったと推測できる。²⁶⁾ そのため、社会的地位が認められていなかったマンに刑事責任があるという判決が下されたこと、つまり権力者と親戚関係にあったジョーンズに有利な判決が下されたという推測の妥当性が強まる。奴隷所有者であることが一定の階層以上の出身であることを指し示した19世紀前半の南部社会で、リディアの本来の所有者であったジョーンズの方が、社会的にも上位の地位にいた人物であったことは明らかであろう。²⁷⁾ 奴隷所有者であるか否かが経済的だけでなく、社会的な地位をも意味した時代だったため、上中流階層に所

²⁴⁾ Sally Greene, "State v. Mann Exhumed," *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 705.

²⁵⁾ Greene, "State v. Mann Exhumed," 723. グリーンは初期アメリカでは女性自らが奴隷などの財産を管理することが少なかったという慣例から、ジョーンズの財産も父親、または夫などの男性が管理をしていたであろうという推定のもと、残存する記録を集めていった。その結果、ジョーンズの父親はチョーワン郡で600から700エーカーほどの土地と21人の奴隷を所有していたことが判明した。リディアは父親が死んだ後にジョーンズが所有権を持った奴隷の一人であろうと考えられている。

²⁶⁾ 歴史家のガイオン・ジョンソンによればノースカロライナ州には、6つの階層が存在するという。頂点には、20人以上の奴隷を所有するプランター、著名な州議員、博学な聖職者や裕福な法律家などで構成される上流階層 (upper class) が君臨し、その下に小規模プランター、議員、教師、弁護士、医師、聖職者、熟練工などからなる中流階層 (middle class) がある。また、小規模な土地所有をし、20人以下の奴隷所有をしている者も中流階層に分類され、多くは読み書きができる人々だったという。その下には、奴隷所有をしていない独立自営農民の階層があり、ジョンソンの定義によると200エーカー以下の土地を所有している人々を指す。独立自営農民の下には、白人貧困層、自由黒人、奴隷と続く。Jonson, *Ante-bellum North Carolina*, 59-67; Victoria E. Bynum, *Unruly Women: The Politics of Social and Sexual Control in the Old South* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1992), 15-16.

²⁷⁾ Stephanie McCurry, *Masters of Small Worlds: Yeoman Households, Gender Relations, and the Political Culture of the Antebellum South Carolina Low Country* (New York: Oxford University Press, 1997), 238.

属していなかったマンに対して不利な判決が下ったのだとグリーンは結論づけた。²⁸⁾ つまり、マンへの有罪判決は、白人に内在した階層の差の結果と解釈できるのである。

そして、白人内における単純な階層差以上に、マンとジョーンズの間には、奴隷借用人と奴隷所有者との差があったことをあらためて考えなければならない。19世紀前半の南部社会では、奴隷を他人に貸し借りすることは珍しいことではなかったと歴史家のアイラ・バーリン (Ira Berlin) は指摘する。²⁹⁾ むしろ、奴隷制度の中心地が深南部へ移動し、奴隷労働力が余り始めていたヴァージニア州やノースカロライナ州などの高南部では、その労働を貸し借りすることが一つの習わしになり、多くの奴隷が借用奴隷として働く機会が増えていた。このことが何を意味していたかと言うと、奴隷の労働に報酬が払われる一種の賃金労働の制度が確立しつつあったことを予期すると同時に、奴隷を所有していることがますます特権化され、社会的地位の証となりつつあったということを示す。奴隷を所有していない者は奴隷を所有することを目指し、奴隷所有者もそれを奨励していた。³⁰⁾ しかしそれは、奴隷所有者と奴隷借用人の権利の違いに社会が敏感であったことを逆に暗示し、上中流階層の出身者からなる陪審員が奴隷借用人にすぎないマンに厳しい判決を下す下地がそこに生まれていた可能性を示唆する。実際、当時のノースカロライナ州の法律には、奴隷借用人の権利を詳細に明文化した箇所はない。その意味でも、奴隷所有者と奴隷借用人の権利を上級裁判所がいかに関別するかが当時の社会で注目されていたと考えられる。

以上の考察をまとめるとこうなる。マンは奴隷に不適切な懲罰を与え、地域の安寧を乱す存在であっただけでなく、奴隷所有者の権利を際立たせる役割を担う意味で有罪判決を受けた。つまり、奴隷であるリディアの権利を擁護するかに見えた上級裁判所の判断の真意は、リディアの所有者であった上中流階層の人間とマンとでは奴隷に対する権利に大きな違いがあることを示すことにあったと考えられるのである。一言で言えば、リディアを救うことでなくマンを制裁することに裁判所の真意はあった可能性が強い。

(2) 州最高裁判所による判決：奴隷所有者に与えられた絶対的な権利

上級裁判所で上に記した判決が下されたのに対し、ラフィンとは異なる意見を表して上級裁判所の判決を退けた。何故ラフィンは上級裁判所の判決を覆したのか。それを理解するには、ラフィンがどう奴隷所有者を定義し、いかなる権利を有すべきだと考えていたのかをできるだけ正確に把握しなければならない。

まず、判決の冒頭には、この判決を下すことへのラフィンの強い躊躇いが悲嘆 (lamentation) という言葉で記されている。³¹⁾ それは、この判決の重大さを十分に理解するが故の躊躇いであった。確かにラフィンは、奴隷所有者とその権利を裁判で定義することが、州内における奴隷支配の法的根拠を厳格に規定することに繋がると正確に理解していた。しかし

²⁸⁾ Greene, "State v. Mann Exhumed," 723.

²⁹⁾ アイラ・バーリン著、落合明子、大類久恵、小原豊志訳『アメリカの奴隷制と黒人——五世代にわたる捕囚の歴史』(明石書店、2007年)、337頁。

³⁰⁾ Adam Rothman, *Slave Country: American Expansion and the Origins of the Deep South* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 2005), 184.

³¹⁾ State v. Mann, 13 N.C. 266 (1829).

それだからこそ、北部を中心に奴隷制度の正当性を疑う声が大きく聞かれ始めたこの時期、奴隷制度における奴隷所有者の法的権利を厳格に定義することなく、いわば運営上差し障りのない範囲で現状を維持したいとラフィンが願っていたことを彼の躊躇いは示唆する。³²⁾しかし、法律が裁判所に求める責務を回避してはならないという義務感に駆られたラフィンは、この案件に不本意ながらも厳しい判決を下していく。³³⁾

まず、借用者による残虐で不合理な奴隷への暴行が起訴事案として立件し得るか否かをラフィンは真っ先にこの裁判で問うた。言い換えれば、ラフィンはこの裁判を、借用者であったマンにも奴隷の懲罰に対し奴隷所有者と同等の権利が存するか否かを争う裁判だと捉えたのである。この点に関し先の上級裁判所では、借用者は「限定的な権利」しか有しておらず、奴隷所有者とは法理上区別されるべきと判断されていた点をここで指摘しておきたい。³⁴⁾しかしラフィンは、「我々の法律では法名義上の主人と実態上の奴隷使用者とを同等に扱い、後者に前者と同じ程度の権利を委託する…両者の間では奴隷による〔白人への〕奉仕という目的の違いはなく、同等の権利が信任されなくてはならない」³⁵⁾と述べ、奴隷借用者と奴隷所有者が有する権利に違いがあるという解釈を退けた。さらにラフィンは、今回の裁判が刑事裁判であることに着目して、「刑事手続きにおいて…奴隷借用者と奴隷所有者の権利および責任」³⁶⁾に違いはないことを強調した。そして、法律上の立場はどうであれ、奴隷を支配する側に属する者であれば、奴隷所有者と同様の権利を奴隷の借用者も保持しており、ノースカロライナ州ではこの事実が疑いが差し挟まれたことは一度もなかったと言い加えたのである。奴隷の扱いに法律が触れない範疇であるかぎり、裁判所が介入することは許されず、したがって、奴隷への暴行を理由に奴隷借用者が起訴されることもあり得ないというのがラフィンの最終的な判断であった。³⁷⁾

この結論が引き出される土台には、主人と奴隷の関係 (master and slave relation) に対するラフィンの基本的理解が横たわっていた。すなわちラフィンは、主人と奴隷の関係を、南部社会に存在する家内関係 (domestic relations) 全般とは異なる経済的利益 (interest) を追求するための関係と理解していたのである。例えば、親子関係、先生と生徒、親方と弟子など、あらゆる家内関係が南部社会に存在したが、これらは自由人同士の関係であるが故に、親や親代わりの役割を担う人物が子を訓練する義務を負う関係にくくられるとラ

³²⁾ 1829年9月には自由黒人デイヴィッド・ウォーカーによる *Appeal* が出版され、北部を中心に反奴隷制の世論が沸き立ち始めていた。Huebner, *The Southern Judicial Tradition*, 7.

³³⁾ ラフィンは *State v. Mann* 判決を2回も書き直したが、どちらの草案にも奴隷所有者が有する権利を定めることへの躊躇いが記してある。Joseph Grégoire Hamilton, ed., *The Papers of Thomas Ruffin* 1 (Raleigh: Edwards and Broughton, 1918), 249-57.

³⁴⁾ “*State v. Mann*,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

³⁵⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

³⁶⁾ *Ibid.*

³⁷⁾ 赤の他人が奴隷を暴行した場合は、その第三者に対して刑事責任を追及できるという判決、*State v. Hale* (1824) の原則はあったものの、奴隷の借用者は第三者ではないとラフィンは述べている。奴隷の借用者の権利をどう定義すべきかを明文化した法律がないことも、ラフィンも判決文で触れている。*State v. Hale*, 9 N.C. 582 (1823); John Orth, “When Analogy Fails: The Common Law and *State v. Mann*,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 979-81.

フィンが捉えた。³⁸⁾ 将来、自由人として独立できるよう有用な知的かつ道徳的指導を「子」に施す責任が「親」にあることが自明だと考えていたのである。しかし、主人と奴隷の関係にはそのような訓練の義務など存在しない。ラフィンの言葉によれば、主人と奴隷の関係とは、「主人の利益と身の安全、社会の治安を維持する」³⁹⁾ ために結ばれるものだった。もちろんその背景には、強固な人種主義が存在する。ラフィンの言葉を再び借りれば、「被統治者[奴隷]は自分や子孫のために、自分で何かを知り、何かをする能力など持たない。[被統治者は]…自ら実らせた果実を他者が刈り取るために骨を折って働くことを宣告された存在」⁴⁰⁾ に過ぎないのである。もとより白人の子供、生徒や弟子が持つような道徳的思慮を黒人奴隷は兼ね備えておらず、自らの意志を持っていないため、奴隷所有者や奴隷使用者への暗黙の服従が当たり前と考えられていた。だとすれば、その状態を安定的に保つためにも、「主人の権利は[無条件に]絶対でなければならない」⁴¹⁾ とラフィンは判断したのであった。

ここでようやく *State v. Mann* 判決を世に知らしめた「主人の権利は絶対でなければならない」という有名な一文がいかなる文脈で登場したのかを理解することができる。ラフィンは、奴隷所有者あるいはマンのようにその時奴隷を使用していた者と、南部社会で結ばれる様々の人間関係を比較することで、主人と奴隷の関係を定義し、州内でそれを保障するためには、奴隷所有者の権利がどのような場合においても絶対でなくてはならないと述べたのである。

ここで先に述べた判決文冒頭のラフィンの躊躇いを好意的に汲むとすれば、奴隷所有者に絶対的権利を与えはしたものの、自身の判断が厳しいものであるという自覚をラフィンが持っていたことは認めてもよい。実際、*State v. Mann* の判決文には次のような文言すらある。「真実を言うと、この議題に対して我々は一般的な合理性を適用することが禁止されているのである。我々は、主人の権利を法廷で議論することを許してはならない」⁴²⁾ といい、要するにラフィンは、法廷で議論を重ねることで奴隷制所有者の権利が転覆されてしまう危険を回避せよと述べている。仮に、個々に起こる奴隷の抵抗や労働の放棄に対して、一つ一つ丁寧に罰則を割り当てようとすると、奴隷を所有物ではなく人間として扱う瞬間が生じ、奴隷にある程度の権利を認めざるをえない事態になることをラフィンは懸念していた。逆に、奴隷所有者の権利は絶対であるとたった一つの基準を設けてしまえば、それ以上の議論を避け、奴隷制度が孕む矛盾に目をつぶることができる。奴隷が解放されない間はこの状態を法令上維持するしかないというのがラフィンの考えであった。「これは…奴隷と自由人の両方に科された奴隷制度の呪いである。[いかに苦しくともその呪いは]

³⁸⁾ ここにおける「先生と生徒」の原語は、“the tutor over the pupil”である。南部に生まれた子供は、学校へは行かず家庭教師に教育されることも多かったため、ラフィンはこの関係も家内関係の一部にしたと考えられる。Lorri Glover, *Southern Sons: Becoming Men in the New Nation* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2007), 57.

³⁹⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

⁴⁰⁾ Ibid.

⁴¹⁾ Ibid.

⁴²⁾ Ibid.

主人と奴隷の關係に受け継がれていくのである」⁴³⁾と述べるラフィンの言葉には、奴隷制度の存続を図る限りにおいては、奴隷所有者の絶対的権利を法令で守らざるを得ないという冷徹な判断がにじみ出ている。

ラフィンが同じ判決文の中で、「主人の権力はどんな時でも奪われてはならない (his [the master's] power is in no instance, usurped)。その主人の権利は、[奴隷を服従させねばならない] 人間に最低限付与される権利であり、それではなければ神の法則なのである」⁴⁴⁾とまで述べていることにも注意を払うべきであろう。奴隷所有者の権利は是非を議論する範囲を超えた神聖不可侵なものであるという考えがそこには示唆されているからである。⁴⁵⁾ これもまた、白人が黒人を支配するこの関係性を変えることは司法の妥当な役割ではない、これ以上裁判所で奴隷所有者の権利を議論してはならないとラフィンが考えていたことを裏付ける言葉として解釈することができる。主人と奴隷の關係は所有者の利益だけを重視した關係ではなく、互いの利益を追求したものであるという基本的な理解がラフィンにはあった。そもそも主人と奴隷は、互いに一緒に生まれ育っているため、互恵的關係が心に刻み込まれている。南部における奴隷所有者の多くは、幼少期から奴隷と社会空間を共有しており、「保護されない奴隷への過度で残忍な暴行という罪を犯した野蛮人には、コミュニティ全体で深く眉をひそめ罵る」⁴⁶⁾ことを学んでいる。つまり、奴隷に対する奴隷所有者による権力の濫用がないよう町や地域全体が社会を監視しているというのがラフィンの奴隷制度社会の理解だったのである。⁴⁷⁾

判決文全体を精読していくと、人種を基準にラフィンが奴隷制度社会の秩序を定めようとしていた事実があらためて確認される。判決の結びの文で、ラフィンはこうも語っている。「今回下すこの判決は…主人の安全、公共の平穩が、ひとえに奴隷の隷属に依存しているという理解に基づいている。そして、[その隷属は] 奴隷自身の一般的な保護や安楽を最も効果的に保障することにも繋がる」。⁴⁸⁾ 要するに、奴隷の白人への従属は彼らのためでもある、現状の人種關係の護持こそが互いの利益であると、ラフィンは判断したのである。奴隷所有者と借用者を区別する上級裁判所の判決を覆し、白人社会内に階層差が存在することを暗に否定したラフィンの判決は、そうしたノースカロライナの奴隷制度社会への大局的な判断に基づき下されたものと考えられる。ことさら新しい事実とは言えないが、人種に基づくヒエラルキーこそ南部奴隷制度社会の秩序の軸、「安寧」の礎だとラフィンは考えたのであった。

State v. Mann の判決文は新たな権利を奴隷所有者に与えた訳ではない。社会の中にそもそもある人種間關係を維持し、奴隷制度を維持するための便法をその判決文は説いたに過

⁴³⁾ Ibid.

⁴⁴⁾ Ibid.

⁴⁵⁾ Faust, "The Proslavery Argument in History," 81.

⁴⁶⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

⁴⁷⁾ 樋口は南部社会には白人が自由黒人の行動をコミュニティ全体で見張る監視社会が形成されていたことを明らかにした。樋口映美「港町チャールストンの社会秩序形成」『近代規範』の社会史——都市・身体・国家（彩流社、2013年）、39-40頁。

⁴⁸⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

ぎない。けれども、奴隷所有者の絶対的権利を明文化したという点では、注目に値する判決であった。*State v. Mann*の判決文の精読からそのように本稿では結論付けたい。

2. *State v. Hoover*判決文とラフィンによる意見の修正

(1) 残虐な奴隷所有者の全貌

すでに述べたとおり、ラフィンは*State v. Mann*判決で明文化した奴隷所有者による絶対的権利を後に修正した。1839年に下した*State v. Hoover*判決では、奴隷所有者であれども奴隷の命は奪ってはならないという意見を述べ、一見したところ、奴隷に対し慈悲深く見える判決を下したのである。⁴⁹⁾本節では、ラフィンが以前の見解を変更したように見える本判決の下された理由を検討する。*State v. Mann*判決の分析と同様に、上級裁判所の判決から出発して何が争点であったのかをまず検証し、次に州最高裁判所での議論を読み解くことにする。⁵⁰⁾

本件は次の事件がきっかけで始まった。被告ジョン・フーヴァー (John Hoover) が自ら所有する女性奴隷マイラ (Mira) に対し暴行を繰り返した後、彼女を殺してしまい、謀殺 (murder) 罪に問われた。イリデル (Iredell) 郡で行われた裁判には複数の参考人が招集され、その証言よりフーヴァーの凶行が明らかにされた。具体的には、1838年12月からマイラが命を落とした翌年3月まで、フーヴァーは「最も残虐で野蛮な鞭打ちや懲罰をマイラに与え、衣食住さえ満足に与えなかった」⁵¹⁾というのである。興味深いことに、本裁判では審問検死 (a coroner's inquest) が要請され、マイラの死亡原因が調査されている。⁵²⁾それによると彼女の頭部には傷が五つ見つかり、五つ目の新しい傷が致命傷となったとされた。また頭部の傷以外にも身体には多くの傷や痣が残されており、マイラがフーヴァーから非道な扱いを繰り返し受けていた可能性も指摘された。さらに、マイラが被告から暴行を受けていた時期に妊娠と出産を経験していたことも明らかになった。後に論ずるように、もともと衰弱した身体に追い打ちをかけるような虐待を加えた可能性がフーヴァーの行為を「凶行」と断ずる要因になったことは間違いない。他にもフーヴァーの行為には常軌を逸した印象を与える側面が少なくなかった。例えば、検視官の証言からは、被告がマイラの死因の隠蔽を企図したことが判明している。フーヴァーは自ら、マイラが性病により亡くなったと検死官に証言していたのである。しかし、検死官が彼女の性器を調べても

⁴⁹⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁵⁰⁾ “*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAH. *State v. Hoover*判決が下されたイリデル郡の裁判所記録は1914年に起こった火災により焼失してしまい、それ以前の記録が残っていない。そのため、この裁判が上訴された時に州最高裁判所に送られた記録のみから事件の全容と上級裁判所での争点が何であったのかを想像する他ない。幸いなことに、州最高裁判所の裁判記録には、参考人の証言が詳細に記されていたため、これを手掛かりに事件と裁判の全容を把握することが可能である。イリデル郡の歴史資料館や教会、フーヴァーが住んでいたステーツヴィルの町に行けば、また新たな情報が見つかる可能性もある。

⁵¹⁾ *Ibid.*

⁵²⁾ グロス は、アンテベラム期の裁判所が要請した検視官について、特に検死をすることが黒人にとってどのような意味を持ったのか言及している。Ariela J. Gross, *Double Character: Slavery and Mastery in the Antebellum Southern Courtroom* (Princeton: Princeton University Press, 2000), 138-39.

そのような症状は見つからず、そのことが明るみに出るとフーヴァーは激怒し、検死を中断させてマイラの遺体を再び土に埋めてしまう有様であった。

フーヴァーを起訴する当初の理由は *State v. Mann* 判決と似ていた。すなわちマンと同様、フーヴァーによる残虐な行動がコミュニティの「安寧」を乱すと考えられ、その刑事責任が問われたのである。⁵³⁾ しかしフーヴァーの場合、自ら所有する奴隷、つまり自分の所有物を殺した点がマンの場合とは異なった。そのため今回の裁判では、奴隷所有者が奴隷を殺すことが奴隷所有者の有する権利の範疇に含まれるか否かが第一の争点となった。⁵⁴⁾

予期されることながら、フーヴァーは虐待の理由をマイラの反抗的な態度に帰すことで自らの行動を正当化しようと試みた。州最高裁判所の裁判記録に残っている参考人の証言には、マイラが「囚人[フーヴァー]の育てたカブを盗み近隣に住む価値のない人々 (worthless people) へ売り払った、彼の納屋に放火を試みた、女主人に対して反抗的で生意気な態度を取った…鍋に何かを混入させ家族に毒を盛ろうとした」⁵⁵⁾ などの行為を繰り返したという記述がある。しかし裁判所が招聘した参考人たちからは、マイラが特別手を煩わせる奴隷ではなかったという証言も寄せられていた。例えば、マイラをフーヴァーに売った人物の弟は、彼女が従順な奴隷であり、反抗的な態度を取ることはなかったと証言している。また、マイラが命令を守らなかったのは、命令そのものに無理があった時だけと証言する者もいた。これらの証言を勘案し、果たしてマイラの挑発的行為がフーヴァーの残虐な行動の引き金となったのか否かが十分に吟味の対象となると上級裁判所は判断したのである。

そこで上級裁判所の判事は、陪審員に向けて以下のように語りかけた。「もし…殺害時に法的に認めうる挑発があったならば、囚人を謀殺罪で有罪に処することは適当ではなくなる。わずかでも疑念の余地が残るならば、陪審は囚人を謀殺罪で有罪にしてはならない」⁵⁶⁾ と。要するに、マイラの挑発に激昂したフーヴァーが、一時の激情に駆られて自ら所有していた奴隷を殺害したのであれば、彼の刑は既に述べた謀殺罪ではなく故殺 (manslaughter) 罪に減刑されてしかるべきだというのが判事の見解であった。しかし、マイラがフーヴァーを挑発したという証拠は最後まで法廷に提出されず、よって上級裁判所は被告を有罪と判断し、死刑を言い渡したのである。⁵⁷⁾

一方のフーヴァーは、この裁判に関わった陪審員が自分に不利な判決を下すよう判事から影響を受けたと主張し、上級裁判所に再審請求をした。しかし、その主張が退けられたために、あらためて州最高裁判所へ上訴するに及んだ。その結果本件はラフィンの法的判断を仰ぐこととなった。

⁵³⁾ “State v. Hoover,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

⁵⁴⁾ Laura Edwards, “Enslaved Women and the Law: Paradoxes of Subordination in Post-Revolutionary Carolinas,” *Slavery and Abolition* 26, no. 2 (August 2005): 316.

⁵⁵⁾ “State v. Hoover,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

⁵⁶⁾ Ibid.

⁵⁷⁾ Ibid.

(2) ラフィンが考える奴隷所有者の規範

最初に簡潔に言いまとめてしまえば、本件でラフィンは、たとえフーヴァーが奴隷所有者であっても「…主人が持つ権利は無制限ではない。主人は[奴隷を]殺してはならない」⁵⁸⁾と宣言した。そこには、10年前の*State v. Mann*判決で述べた奴隷所有者の権利を絶対とする見解とは明らかに異なる論理が展開されている。ラフィンは何故、奴隷が奴隷所有者の所有物であっても、容易く命を奪ってはならないという方向に意見を変えたのであろうか。

まずラフィンは1791年に州議会で制定された法律に言及し、そもそも奴隷を殺すことは殺人に値する行為であり、たとえ奴隷所有者であっても、奴隷を所有していない他の第三者であっても、この法律が適用されると明言する。そして、この法律に照らした場合、フーヴァーの行為は法に反する行為であることは明らかであり、裁かれるべき行為であるとした。また、ラフィンは自らもプランターだったため、奴隷制度が剥きだしの暴力を伴う制度であることは十分理解していた。⁵⁹⁾ だからこそ、奴隷所有者が誤って奴隷を殺してしまった時には、第三者による殺害とは異なり、刑罰が軽減される場合が多いと認めてはいる。しかし、参考人による証言が明らかにしたフーヴァーの残虐な行為の詳細は、この被告の行動には情状酌量の余地がないことを明らかにしているとラフィンは考えた。被告による一連の行動は特異な状況を示唆しているので、通常とは異なるルールの適用が妥当だとラフィンは判断したのである。⁶⁰⁾

それでは、奴隷の殺害に対しいかなる場合に情状酌量の余地が認められ得るとラフィンは考えていたのであろうか。ラフィン曰く、奴隷を躰けるためや矯正するために行う鞭打ちの結果で奴隷が死んでしまうことは、稀ではあるが起り得ないことではない。その場合は、奴隷所有者が鞭打ちを行った意図が重要であり、その殺害に対する判決を下す時はその意図を十分に考慮しなくてはならない。「もし鞭打ちが[奴隷の行いの]改善や模範[化]などを目的とする良心からなされたものであり、奴隷を危険に晒したり殺したりする意図からではないのであれば、法律は全ての状況を慎重に鑑みる」⁶¹⁾べきだとラフィンは言う。要するに、本件の被告の行為がこうした奴隷所有者への減刑措置に値するか否かは、被告と被害奴隷との日常の関係を含めて熟慮されるべきであるとラフィンは主張した。⁶²⁾

では、何故これほどの暴力が振るわれるにいたったのか。その鞭打ちの意図を探ったラフィンは、フーヴァーの行動をこう評した。「この不幸せな男の行動は、文明[を知る者の行動]と呼ぶに値しない。男の行為は野蛮(*barbarities*)そのものであり、全ての人道的な感情を圧殺した者にしかできないことである。その行動を復唱して身震いしない者はあまりにも

⁵⁸⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁵⁹⁾ ラフィンはノースカロライナ州に二つのプランテーションを所有していた。1830年の時点で、32人の奴隷を所有し、南北戦争が終結するまで奴隷を解放しなかった。Sally Hadden, “Judging Slavery: Thomas Ruffin and *State v. Mann*,” in *Local Matters: Race, Crime, and Justice in the Nineteenth-Century South*, eds. Christopher Waldrep and Donald G. Nieman (Athens: The University of Georgia Press, 2001): 15.

⁶⁰⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁶¹⁾ *Ibid.*

⁶²⁾ “*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAAH.

残忍であり、荒野の未開人以外ほとんどいない」⁶³⁾と。ここで、ラフィンがフーヴァーを野蛮人同様であると形容したことに注目したい。19世紀前半では、「野蛮人」という言葉は白人ではない人種を指す言葉として使用されることが多かった。⁶⁴⁾ 当時は、わけても「野蛮人」と言えば黒人のことを指しており、野蛮で未開だからこそ、白人の庇護が必要であると人種主義的言説が何も躊躇いもなく展開された。⁶⁵⁾ このような時代背景に着目すると、ラフィンが白人であるフーヴァーの行為を「野蛮」という言葉で形容した意味の重さが理解できよう。フーヴァーによる度重なる残虐な仕打ちは、文明化された白人が取れる行動ではないとラフィンはフーヴァーを強く糾弾したのである。

加えて、フーヴァーのような白人男性を「野蛮」と呼ぶことは、彼の白人性だけではなく男性らしさを否定することにも繋がった。南部のプランターなど上流階層に属する白人男性とその男性らしさの形成について研究した歴史家のローリー・グローバー (Lorri Glover) によると、19世紀初頭の裕福な白人男性は「奴隷ではない」と自らの行動を律し、それを他者に認めてもらうことで自己のアイデンティティを確立したという。⁶⁶⁾ 白人男性は、将来南部を率いる指導者になるべきだという社会的期待を背負っているからこそ、自律性 (autonomy) を養うことが要求された。ラフィンが *State v. Mann* 判決でも言及していたように、黒人には意志がなく親が道徳心を教える必要もない。その反対に、白人は黒人にはない善悪の分別や道徳心を育む必要があり、特に白人男子は状況に適した自律性を発揮する一人前の男に育て上げる必要があるとされた。つまり、白人男性が奴隷のような「野蛮人」と形容されることは、白人性だけではなく男らしさを否定されるのと同義であった。

ここで注意しなくてはならないのは、フーヴァーが属していた社会階層が裁判記録のみからは断定できないことである。グローバーの研究が示した通り、19世紀前半の南部で学校教育を受けられたのは裕福な家庭に生まれ育った一部の人のみだった。⁶⁷⁾ そこで参考人の証言から可能な限り判断すると、フーヴァーはマイラ以外の奴隷や土地を所有していたようであり、独立自営農民あるいは中流階層の農民であったと想像できる。⁶⁸⁾ 言い換えれば、少なくとも自らが支配階層に属しているという自覚を持ち、白人男性が備えるべき自己の意志に基づき行動を律する力を多少なりとも養っていると期待される階層の人であった。⁶⁹⁾ 自らの社会的地位を「自由人」と定義していたそのような南部人に向かって、「野蛮」だと非難することは黒人同様であると宣告することと同じであり、当時では大変不名誉なことだったと考えられる。⁷⁰⁾

⁶³⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁶⁴⁾ デイヴィスは、黒人がまるで獣と同等に扱われ、「野蛮人」とであると認識されていたことを、黒人の野獣化 (“beastilization”) と呼んだ。David Brion Davis, *Inhuman Bondage: The Rise and Fall of Slavery in the New World* (Oxford: Oxford University Press, 2006), 2-3, 32.

⁶⁵⁾ 清水『アメリカの黒人奴隷制論』、156-57頁。

⁶⁶⁾ Glover, *Southern Sons*, 23.

⁶⁷⁾ *Ibid.*, 39.

⁶⁸⁾ “*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

⁶⁹⁾ McCurry, *Masters of Small Worlds*, 262.

⁷⁰⁾ Timothy C. Meyer, “Slavery Jurisprudence on the Supreme Court of North Carolina, 1828-1858: William Gaston and Thomas Ruffin,” *Campbell Law Review* 33 (2011): 321-22.

さらに、ラフィン、被告のフーヴァーを咎めるだけではなく、上級裁判所がたてた議論にも反駁した。何故なら、フーヴァーのとった行動は奴隷の矯正や懲罰の域をはるかに超えており、被告がマイラに挑発されたかどうかを議論の俎上にあげること自体、奴隷を所有する階層の人間の示すべき態度としては不適切だとラフィンは考えたからである。ラフィンは、「[奴隷といえども享受すべき生活への]十分な保障と健康な生命への痛みを[マイラが受けていたことを]考慮すると、本法廷は疑いもなく上級裁判所の判断に同意できない」⁷¹⁾と苦言を呈す。そして、マイラが暴行を受けていた期間の長さは、その暴行を加えた者が「人を痛めつけることに悪意に満ちた強い喜びを感じるか、もしくは人間の苦しみに無関心でいられる…」⁷²⁾かを示していると断じた。どちらにせよ、被告の行動には情状酌量の余地が無いと彼は判断した。

フーヴァーのとった行動が文明を弁えた人間のものとは呼べない理由の一つとして、上級裁判所が見落とした事実、すなわちマイラが暴行を受けていた時期と妊娠と出産した時期が重なる事実にもラフィンは言及する。「故人[マイラ]に暴行を加えた四ヶ月が故人の妊娠、出産、回復期間であったにも関わらず、不自然なほど数多くの残虐な行為を与え、衣食住にも欠く状態に[故人を]留めたその行いは、丈夫な健康体にさえ耐えられないほどのものであった。囚人[フーヴァー]は日々衰弱した女性に苛酷な懲罰をし、ついには彼女の体力を消耗させて命を奪ったのである」⁷³⁾とラフィンは述べ、通常以上にその健康に注意を払わねばならなかったはずのマイラへの被告の執拗な行為を、残虐な凶行以外のなものでもないと非難したのである。

何故ラフィンはマイラが出産を経験していたことに特別の注意を払ったのであろうか。その理由は、ラフィンによる主人と奴隷の関係の定義を想起すれば説明ができる。既に詳しく見たとおり、ラフィンは*State v. Mann*判決で、主人と奴隷の関係を互恵的関係と定義していた。確かに、妊娠中や出産後の女性奴隷には通常の労働量を期待することはできず、新たな奴隷の子どもに衣食住を提供するには余分に経費がかかる。しかし、互恵的関係の原則に即すと、女性奴隷による出産は奴隷の数が増えるという点で奴隷所有者に大きな利益をもたらすはずであった。それでも彼女を最終的に殺すほど被告が苛立ちを感じていたのであれば、マイラやその子供を売却する方法もあっただろう。⁷⁴⁾ それにも関わらず、フーヴァーは出産を経験した女性に対して暴行の手を緩めることはなかった。参考人の証言他から知りうる状況に鑑みて、被告の度重なる暴行がマイラの挑発に触発されたものだとラフィンは到底見なすことが出来なかったのである。

結論としてラフィンはこう述べた。「不適切で不合理な手段で懲罰を繰り返したこと、[暴行に]使われた道具だけでなく、痛々しいほどに衣食住が欠乏した[マイラの]状況は、国内裁判上 (*in foro domestico*) における奴隷の矯正を成立させる諸性格に欠いている。この囚人自身も自分の宿命的な終末に感付いていたはずであり、[死刑は]野蛮な残虐行為

⁷¹⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁷²⁾ *Ibid.*

⁷³⁾ *Ibid.*

⁷⁴⁾ マイラへの暴行を目撃した参考人もそういった提案をフーヴァーへしたけれども、フーヴァーは暴行をやめようとはしなかった。“*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

に対する自然な結果であろう」⁷⁵⁾と。こうしてラフィンの上級裁判所が命じた死刑は妥当という判断を下し、判決文を締めくくった。暴力を振るっている最中は、彼女の態度を矯正するためだという考えがフーヴァーの心にあったかもしれない。しかし、妊娠・出産を経験した女性に度重なる暴行を加えればどのような結果を招くのか、フーヴァーにも想像できたはずである。それにも関わらず結果的に彼女を殺してしまった事実には照らせば、フーヴァーがマイラに明確な殺意を抱いたかどうかは関係なく、彼の行動を謀殺罪に問う以外無いとラフィンは提言した。ラフィンには、フーヴァーがマイラへの暴行を繰り返した理由が「苛酷で残虐行為や激痛を長引かせ、悲惨で危険な苦しみを与える」⁷⁶⁾喜びのためにしか思えなかったのである。

言葉を換えて言うならば、フーヴァーの思慮に欠けた行動は、アンテベラム期の南部社会において奴隷所有者に期待された規範を逸脱するものであったということになる。サディスティックにマイラを痛めつけた被告の姿は、良心を持って奴隷を扱うことが求められた奴隷所有者に似つかわしいものではなかった。その行為は、奴隷を支配する者に必要とされた白人男性の自律性に欠け、支配者に値せず、社会の安寧を乱すものだった。社会が求める指導者としての白人男性像とは相反したものだからこそ、ラフィンはフーヴァーが刑事責任を負うべきであるという結論に至った。⁷⁷⁾

以上の経緯でラフィンは、フーヴァーが有罪判決に値すると判断し、上級裁判所が下したフーヴァーに対する死刑判決を支持したと考えられる。フーヴァーの行為が常軌を逸するほど特別に残虐であったため、ラフィンは奴隷に対する意見を例外的に修正しただけではないかという解釈も成り立つかもしれない。しかし、暴力を下支えとして奴隷を支配していた南部社会では、似たような事件が他に起こったとしても珍しくないはずである。それだけに、この判決からは、奴隷所有者に求められる資質がいかなるものであったかを読み取ることが重要と考えられる。

最後に、*State v. Hoover*判決は、ラフィンが*State v. Mann*判決で危険視していた事態に裁判所が陥りつつあったことを示す可能性があることも指摘しておきたい。すなわち、黒人奴隷が絡む個々の事案に対し個別の文脈を配慮した判決を州の司法府が下さなくてはならない状況が、1830年代末に生まれ始めていたという可能性である。これは、奴隷所有者に絶対的かつ一元的な権利を与えることで奴隷制度社会の問題を画一的に解決することが難しくなり、奴隷が人間であるというまぎれもない事実により司法府が向き合わねばならない状況になりつつあったことを示唆する。言い換えると、奴隷制度を維持するために司法府は、州の制定法が定めた原則に準じつつも、奴隷所有者の権利をあらためて柔軟に理解する他なくなっていたのかもしれないということである。逆説的ではあるが、積極的に奴隷制度を維持しようとするれば、その奴隷の命を尊重し認めざるを得ない矛盾がノースカロライナ州の社会に露わになりつつあったのではないか。本稿で取り上げた二つの判決文の相違にその予兆をみることは可能と思われる。

⁷⁵⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁷⁶⁾ *Ibid.*

⁷⁷⁾ Glover, *Southern Sons*, 179.

終わりに

本稿は、ノースカロライナ州最高裁判所の首席判事を務めたトマス・ラフィンが執筆した二つの判決文を精読し、州の司法府が奴隷所有者の権利をどう定義し、変容させたのかを、事例の少なさ故の限界を認めつつ、検討した。

ラフィンはまず1829年の*State v. Mann*判決において、奴隷所有者は奴隷に対し絶対的権利を持つと述べ、自らが理解する主人と奴隷との間にある温情主義的関係その見解の根拠とした。ラフィンによれば、主人と奴隷の関係は第一に互いが経済的利益を追求する関係であり、奴隷による奴隷所有者への隷属状態も互いがこの関係を維持するためのものであった。奴隷所有者は奴隷の労働の果実を手にし、一方意志を持たない奴隷は、奴隷として働く代わりに白人の庇護を受けられるとラフィンは考えたのである。この関係を維持するために、奴隷所有者には絶対的権利が認められねばならないとラフィンは主張した。ラフィンは、その権利を神聖不可侵なものとして見立て、法律で明記されない限り、誰からも奪われることがないとすら説いた。

しかし1839年になると、ラフィンの意見に若干の揺らぎが生まれたかに見える。*State v. Hoover*判決でラフィンは、奴隷所有者は奴隷を正当な理由無く殺してはならないと断言し、かつて絶対的と定義したこの権利に制限を加え、奴隷の命を尊重する態度を示したからである。事実、このことを理由にラフィンはこの時期奴隷に対して慈悲深くなったのだと解釈する研究者がいる。しかし判決文を読み解いていけば、そこにはラフィンが理想とする奴隷所有者が備えるべき規範があり、そこからの逸脱こそが問われるべき罪であると考えらるラフィンの思想の輪郭が浮かび上がる。つまり、文明人として振舞うべきであった被告フーヴァーの殺害行為は、奴隷所有者としての資質に劣るとというのがラフィンの下した判断の本質であった。*State v. Hoover*判決でラフィンが奴隷の命を尊重しているように見えるのはあくまでも結果に過ぎず、そこで一義的に強調されたのは、奴隷所有者として相応しい白人の資質の方ではなかっただろうか。

まとめると、本稿で取り上げた判決文の精読からは以下のことが指摘できる。従来のラフィン研究では、ラフィンの意見を一文に集約しすぎる傾向があり、彼が奴隷に対し「人道主義」的になったと表面的にその変化を捉えることが多かった。⁷⁸⁾しかしその判決が下された背景を詳細に探れば、*State v. Hoover*判決の文言を根拠にラフィンの慈悲深さを素直に賞賛することには留保を付けざるを得なくなる。⁷⁹⁾ラフィンの慈悲深さは、あくまで

⁷⁸⁾ 近年では、法制史の分野でトマス・ラフィンの評価を再考する動きが起きている。ラフィンの判決文がまさしく奴隷制擁護論と親和性を持った事実と向き合う研究が増加している。再考の動きにあたって、ノースカロライナ大学法学部は2009年3月に「トマス・ラフィンと公共の場でのオマージュの危険性」(“Thomas Ruffin and the Perils of Public Homage”)と題して特集号を組んだ。その背景についてはSally Greene and Eric L. Muller, “Introduction: *State v. Mann* and Thomas Ruffin in History and Memory,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 669-71. 他にもトマス・ラフィンの評価を問い直す研究についてSally Greene, “Judge Thomas Ruffin and the Shadow of Southern History,” *Southern Culture* 17, no. 3 (Fall 2011)がある。

⁷⁹⁾ ミュラーやローウェンタルの研究は、実際ラフィン自身がどのような奴隷所有者だったのかに着目し、彼自らが所有する奴隷に対して無慈悲だったことを明らかにしている。Eric L. Muller, “Judging Thomas Ruffin and the Hindsight Defense,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 798; David Lowenthal, “On

奴隷制度を存続させるためのものであった。⁸⁰⁾ 奴隷を殺してはならないと言い、奴隷所有者が持った絶対的権利を制限することで、温情主義に支えられた奴隷制度の存続を彼は図ったに過ぎない。彼の意見は、奴隷の支配を強化するため奴隷制度を「積極的善」だと主張する時代の流れに沿ったもので、州の司法府もその姿勢を共有していたのである。⁸¹⁾

本稿が取り上げた裁判は、暴行事件と殺人事件であり被告に問われた罪が異なる。ラフィンが定義する奴隷所有者の権利がいかに変化したのかを厳密に推し量るには、同じ罪を問う異なる裁判を分析するべきかもしれない。しかしながら、この二つの判決文からは、ノースカロライナ州の司法府と奴隷制擁護論との関連の一断面を少なくとも読み解くことができるだろう。ラフィンが下した判決からは、奴隷制度を存続させようとする意図が一貫して読み取れる。それを可能にするためにこそ、ノースカロライナ州の司法府は柔軟な奴隷制度の運営を推奨していた。しかし推測を交えて述べれば、司法府が柔軟な態度を取らなくてはいけなくなったその事態こそ、奴隷制度の揺らぎを露呈するものであったかもしれない。ラフィンが裁判官としての責務を果たしたのは、州内の奴隷制度を擁護し、奴隷の隷属状態を安定化させるためであった。しかし、1839年の時点で、ノースカロライナ州の司法府は、奴隷が人間であることへの新たな法的措置を求められ始めていたのかもしれない。その意味で、ラフィンの判決は、南部の奴隷制度社会を下支えする奴隷制度思想とその揺らぎの予感とを同時に読む者に与えるものではないであろうか。

Arraigning Ancestors: A Critique of Historical Contrition,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 906.

⁸⁰⁾ ウィリアム・ウィソフはこれを「奇妙な人道主義」(“peculiar humanism”)と呼んだ。これはすなわち、奴隷の命を尊重することで奴隷制を永続させようとした人道主義であり、本来の人間にあるべき人権を無視した奴隷制擁護論の一種である。William E. Wiethoff, *A Peculiar Humanism: The Judicial Advocacy of Slavery in High Courts of the Old South, 1820-1850* (Athens: The University of Georgia Press, 1996).

⁸¹⁾ 清水『アメリカの黒人奴隷制論』、150-51頁。